

○医学部附属病院における院内感染対策に関する基本方針

令和 6 年 12 月 18 日制定

第 1 基本的な考え方

1 院内感染対策については、病院職員個人の努力はもとより必要であるが、高度化・複雑化する医療環境の中では病院職員個人の努力に依存した対策のみでは対応に限界があり、組織的な取り組みが必要である。このため島根大学医学部附属病院(以下「病院」という。)が組織的に院内感染対策について検討し、患者に安全・確実な医療を提供するため、次のとおり基本方針を定める。

2 病院内における感染症の発生を予防するとともに、適切な対応・治療を行うことにより感染症の蔓延を防止する。このためには、病院にかかわる職員・外部委託業者などが一致団結する必要がある、場合によっては患者の協力も必要となり得る。なお、病院は、種々の学生教育を担う場でもあることから、患者との接触を伴う学生(以下「学生等」という。)についても、病院職員同様の対応を求める。また、院内感染対策は、単に病院内での感染にかかわらず、院内感染に影響を及ぼす可能性のあるすべてについても対象とする。

第 2 委員会、その他組織に関すること

院内感染の防止は、病院長、医療安全管理責任者、感染制御部及び島根大学医学部附属病院感染対策委員会(以下「感染対策委員会」という。)、感染制御担当職員(感染制御マネージャー)(以下「ICM」という。)を中心に病院全体で取り組む。

第 3 従業者に対する研修等

1 全ての病院職員は、感染対策委員会又はインフェクションコントロールチーム(以下「ICT」という。)及び抗菌薬適正使用支援チーム(以下「AST」という。)が主催する研修等への参加義務(各年 2 回)を負う。

2 ICT 及び AST は、各部署における院内感染対策に関する勉強会等の支援を行う。

3 外部委託業者及び学生等に関しては、各責任者の監督の下で、基本的な感染予防や感染対策について研修等を実施する。病院が必要と判断する場合には、ICT 及び AST が主催する研修等への参加を求める。

第 4 感染症の発生状況及び抗菌薬使用状況の報告

1 ICT 及び AST は、院内感染対策に関する情報として、耐性菌などの分離状況や抗菌薬使用状況、重症感染症患者及び流行性疾患患者の発生状況(以下「感染情報」という。)を把握し、速やかに該当する診療科や部署と連携を図り情報の共有と活動を行う。

2 ICT 及び AST は、必要がある場合には、病院長並びに ICM に連絡を行う。

3 感染情報は、ICT が行う週 1 回の ICT ラウンド実施時に診療科及び部署等に報告し、これを検討することで院内感染対策の実施状況の確認や改善に繋げる。

4 感染情報については、感染対策委員会及び病院運営会議等を通して定期的に情報提供を行う。

5 ICT は流行性疾患患者の対応等，即時的に院内全体での対応が必要となる場合は，定められた連絡方法で病院職員へ周知・徹底を図る。

第5 院内感染発生時の対応

1 院内感染対策に関する対応は，感染対策マニュアルや種々のガイドラインに則り対策を実行する。

2 病院職員は，院内感染の発生又は発生が疑われる場合には，直ちに ICT に連絡するとともに，主治医，ICT 及び ICM が協力して対応・治療にあたる。また，原因究明のための疫学調査を病院職員が一致団結して行い，根本対策と再発防止策を講じる。

3 必要により第三者機関の協力を求める。

第6 患者等への当該基本方針の閲覧

本基本方針は，患者等が自由に閲覧することができるよう，病院のホームページ上に公開する。

第7 その他の院内感染対策推進のために必要な事項

1 病院感染予防対策マニュアルを定め，随時改訂する。

2 保健所，医師会及び地域の医療機関と平時より連携し，新興感染症への対応やアウトブレイク等の際に相互に協力し対策を行う。

3 国公立大学附属病院感染対策協議会及び島根県感染対策組織等と連携，協力体制を構築し，感染症対応や情報の収集・提供に努めるものとする。

第8 その他

本基本方針は，感染対策委員会において見直しを行う。

附 則

この基本方針は，令和6年12月18日から施行する。